

別紙 1

(都市農村共生・対流及び地域活性化対策に関する事業に係る運用)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① に掲げる都市農村共生・対流及び地域活性化対策の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容等

都市農村共生・対流及び地域活性化対策は、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る次に掲げる取組を重点的に支援するものであり、その具体的な事業内容、事業実施主体、選定要件等は別表に定めるものとする。

1 地域資源活用対策

- (1) アドバイザーを活用したワークショップ等を開催し、地域の活動計画を作成する取組
- (2) 中山間地域又は平場農業地域を中心に取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」などの地域資源を活用した都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動

2 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」などの地域資源を活用した、都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動の推進のため、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組

3 農福連携対策

(1) 福祉農園等整備・支援事業

ア 福祉農園等整備事業

福祉農園等の開設・充実に必要となる施設等の新設又は補修・改修を行う取組

イ 福祉農園等支援事業

福祉農園の管理者及び当該農園に従事する障害者等が、専門家の指導により、農産物の生産・加工技術や販売・経営手法等の習得を行う取組

(2) 農福連携支援事業

ア 受入環境整備事業

農業経営体が障害者を受け入れる際に必要な施設の整備を行う取組

イ 農作業等支援サポーター育成・派遣事業

農業経営体に代わり、農作業現場における障害者に対する作業指示

等を行うサポーターの育成・派遣を行う取組

ウ 就農等支援研修事業

就農等を希望する障害者の農業経営体での研修を行う取組

(3) 農福連携普及啓発等推進対策事業

ア 農福連携の普及啓発等の推進

農福連携の全国展開に向けた、農福連携の普及啓発等の推進の取組

イ 農福連携に係る調査・研究等の推進

農福連携の全国展開に向けた、農業と新たな福祉領域との連携や農福連携の推進に係る調査・研究及び研修プログラムの実施等の取組

第3 事業実施期間

各事業の実施期間は、原則として、次の期間を上限とする。

1 第2の1の(1)及び(2)の取組を実施する場合にあっては、5年間とする。

ただし、(1)の取組については、事業開始年度の1年間とする。

2 第2の1の(2)の取組のみ実施する場合にあっては、2年間とする。

ただし、事業開始から起算して3年目は事業実施期間に行った取組を自立的、継続的な取組へと展開していくものとする。

3 第2の2の取組を実施する場合にあっては、3年間とする。

ただし、第2の1の事業の実施期間中に事業を開始し、かつ、第2の1の事業の事業開始年度から起算して3年以内に完了することとする。

4 第2の3の(1)のアの取組を実施する場合にあっては、1年間とする。

5 第2の3の(1)のイの取組を実施する場合にあっては、2年間とする。

6 第2の3の(2)のアの取組を実施する場合にあっては、1年間とする。

7 第2の3の(2)のイ及びウの取組を実施する場合にあっては、2年間とする。

8 第2の3の(3)の取組を実施する場合にあっては、1年間とする。

第4 事業の公募

事業の公募は、以下に掲げる者が、別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び選定を行うものとする。

1 第2の1、2並びに3の(1)及び(2)の事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）

- 2 第2の1、2並びに3の(1)及び(2)の事業を実施しようとする地域が沖縄県に所在する場合にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
- 3 第2の1、2並びに3の(1)及び(2)の事業を実施しようとする地域が2以外の都府県に所在する場合にあっては、地方農政局長
- 4 第2の3の(3)の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長(以下、1から4までに掲げる者を「地方農政局長等」という。)

第5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、事業の開始年度において、別紙2に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、実施要綱第3に定める振興推進計画を策定し、実施要綱第4に定める事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 振興推進計画策定の留意事項
振興推進計画の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - (1) 振興推進計画には、振興推進計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標を定めること。
 - ア 第2の1及び2の事業にあっては、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を定めること。なお、目標を定める際には、第2の1の(1)及び(2)の取組に対応した目標となるようにすること。
 - イ 第2の3の(1)及び(2)の事業にあっては、就労・雇用、売上げ及び作業受委託に係る数値目標を定めること。なお、目標を定める際には、第2の3の(1)及び(2)の取組に対応した目標となるようにすること。
 - (2) 振興推進計画の目標の実現状況等を評価するための指標(以下「評価指標」という。)が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
 - (3) 振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
- 3 事業実施計画の策定に当たっては、第2の1から3までの事業における事業の開始年度において、別紙2に定めるところにより、その開始年度から起算して3年目の年度である目標年度(第2の1の(1)及び(2)の取組を実施する場合は事業完了年度、第2の3の(2)のアの取組のみ実施する場合にあっては2年目の年度)(以下「目標年度」という。)までの取組内容を記載し、取りまとめの上、事業実施計画を策定するものとする。
- 4 地方農政局長等は、1により提出された振興推進計画及び事業実施計

画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

- 5 第2の1、2及び3の(1)のイ並びに(2)のイ及びウの事業にあつては、事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度以降において、毎年度、別紙2に定めるところにより、年度別事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 6 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、4により承認した振興推進計画及び事業実施計画並びに5により提出された年度別事業実施計画について、別紙2に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 7 別紙2に定める振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、4に準じて承認等を行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で、別紙2に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第7 完了報告

事業実施主体は、第5の4により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙2に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業実施結果の評価

- 1 第2の1、2並びに3の(1)及び(2)の事業にあつては、事業実施主体は、別紙2に定めるところにより、目標年度までの毎年度、振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、別紙2に定めるところにより、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により事業評価の内容を評価するに当たり、別紙2に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。
- 4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。

別表

事 項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
1 地域資源活用対策	<p>(1) アドバイザーを活用したワークショップ等を開催し、地域の活動計画を作成する取組</p> <p>ア 活動計画策定 (ア) ワークショップ開催 地域住民間で徹底した話合いを行う際の、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催</p> <p>(イ) 先進地視察・セミナー参加 地域活性化のコーディネーターの育成及び地域住民の意識改革を行うための先進地視察並びにセミナー参加</p> <p>(ウ) 活動計画の策定 (ア) 及び (イ) の取組を踏まえ、地域の将来像を構想するため必要な活動計画策定</p>	<p>別紙2の第6に定める協定を定めた団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した団体の中から選定されたものとする。</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 事業実施主体となる団体の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(2) 農山漁村の集落営農組織等が取組の中心的役割を担うこと。</p> <p>(3) 自立的・発展的な取組であって、地域の維持・活性化に対する効果が見込まれること。</p> <p>(4) 具体的な事業内容欄のイからエまでの取組を併せて実施すること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 助成額の上限は、1事業実施主体当たり300万円を上限とし、具体的な事業内容欄のイからエまでの取組及び事項の2の事業と合わせて800万円を上限とする。ただし、具体的な事業内容欄のイからエまでの取組については、事業開始年度の翌年度以降、毎年度減額していくものとする。</p>
	<p>(2) 中山間地域又は平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む、農山漁村の持つ自然や「食」などの地域資源を活用した、都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動</p> <p>イ 農山漁村における農林水産物の販売・加工 農山漁村地域の農林水産物を、地域内で販売消費・循環させる取組</p> <p>ウ 農山漁村への定住促進</p>		<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(5) 別紙2の第6に定める協定を定めた団体の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(6) 農山漁村の集落（これに準じる組織・団体を含む。）が取組の中心的役割を担うこと。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(3) 交付率は、定額とする。</p> <p>(4) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり800万円とする。ただし、具体的な事業内容の欄のイを主たる取組として事業を実施し、事務所が次のアか</p>

農山漁村における農業体験モニターツアー、農園付き移住居住体験などを進める体制づくり、就労体験ツアープログラム等の作成やそのPR、農家住宅に係る構想策定等、農山漁村に定住する契機となるための取組

エ 農山漁村の地域提案型活動
イ及びウのメニューに該当しない取組であって、地域から提案された都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する計画を具現化するためのもの

(7) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。

(8) 自立的・発展的な取組であって、効果が見込まれること。

(9) 「食と地域の交流対策交付金」及び「都市農村共生・対流総合対策交付金」に選定された団体ではないこと。

のす、のす集サ年定以と資齡把者を試、集組は対別助及及び(平成23年法律第40号)規区被災特下「特定被災区域」という)の所震受事いはの事みに合
けまの要件の
ずかに該在しサ年
い地域に所又は該業集
るかつココ以上の農セ
いる1(農林業セ
落(農省令第39号)
ス規則第4項に
農林省令第39号)定
第2条第4項に
める農業集落。以
下「農業集落」と
いう。)が、地
源業者の活、用
農及び高意、
握の知恵や農
等のかしに活
活かなどの周
行そのと連携
落と行日本
東の財政援
処に關する
成23年法律第
第2条第3項
定す(以下「
域」)とい
災に主たる
在し、が
災に務るも
務る移転の
所務な

において、一時的に事務所が移転した先において実施した事業については、特定被災区域で実施したものとする。)、本事業を特定被災区域で実施する場合は900万円とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の全部又は一部の地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域

- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域
- カ 沖縄県振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ケ 上記アからクまでに掲げる以外の地域にあっても、自然的、社会的、経済的条件又は地域的なまとまりから、併せて一体的に実施することが適当であると地方農政局長等が認める地域
- コ 高齢化率（販売農家人口のうち65歳以上の人口が占める割合）が50%以上の農業集落（ただし、農家戸数が20戸以上の集落は除く。）また

				<p>は、農家戸数が10戸未満の農業集落 サ 販売農家がい ない等の理由により 高齢化率の判定が できない場合にお いては、総農業従 事者数のうち65歳 以上の人数が占め る割合が50%以上 (ただし、農家戸 数が20戸以上の集 落は除く。)又は、 山村、漁村の集落 において林業者、 漁業者が多数を占 め、農(林)業セ ンサスデータの適 用が適切ではない 場合においては、 当該集落の総戸数 が20戸未満の集落</p>
2 人材活用対策	<p>農山漁村の持つ豊かな自然や「食」 などを活用した、都市と農山漁村の交 流及び地域の活性化に資する地域活動 の推進のため、意欲ある都市の若者等 の地域外の人材を長期的に受け入れる 取組</p>	<p>事項の1の事業を実施し ている又は既に実施した団 体</p>	<p>以下の要件を全て満たす こと。</p> <p>(1) 事項の1の事業の実 施期間中に事業を開始 し、かつ、事項の1の 事業の事業開始年度か ら起算して3年以内に 完了すること。</p> <p>(2) 活用する人材は、原 則として、1年のうち 6月以上の期間、事業 実施主体と連携して、 本事業に従事するこ と。</p>	<p>交付率及び助成額は、 以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額と する。</p> <p>(2) 各年度の助成額の 上限は、1事業実施 主体当たり250万円 とする。 ただし、そのうち 人件費に相当する額 は、200万円を上限 とする。 また、研修手当の 上限単価は月額14万 円とする。</p>

<p>3 農福連携対策</p>	<p>(1) 福祉農園等整備・支援事業 福祉農園等の開設・充実に必要となる以下の施設等の新設又は補修・改修及び専門家の指導による農産物の生産・加工技術、販売手法等の習得に係る支援</p> <p>ア 福祉農園等整備事業 (ア) 障害者等の就労・雇用を目的とする農園、高齢者の生きがい農園、リハビリ農園等の福祉農園若しくはそれらの附帯施設整備（休憩所、トイレ、農機具収納庫、給排水施設、ゴミ置き場、駐車場等）</p> <p>(イ) 事業実施主体が経営する福祉農園で生産する農産物を加工若しくは販売（調理し飲食に供することを含む。）する施設整備</p> <p>イ 福祉農園等支援事業 福祉農園の管理者及び当該農園に従事する障害者等が、専門家の指導により、農産物の生産・加工技術や販売・経営手法等の習得を行うための研修や実習、視察等</p>	<p>以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 社会福祉法人</p> <p>(2) 特定非営利活動法人</p> <p>(3) 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(4) 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>(5) 民間企業</p> <p>(6) その他地方農政局長等が必要と認める団体等</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 経営する福祉農園が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定による市街化区域内にある場合は、以下のア～ウのいずれかの土地を利用していること。</p> <p>ア 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地内の農地</p> <p>イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地</p> <p>ウ 農地以外の土地であって都市計画法等により、福祉農園としての利用が認められている土地</p> <p>(2) 農産物等の生産、地域内での販売方法等、地域コミュニティへの貢献・交流に係る取組及び障害者等の作業内容に係る通年計画を策定すること。</p> <p>(3) 福祉農園に従事する</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉農園等整備事業</p> <p>ア 交付率は、2分の1以内とする。</p> <p>イ 助成額の上限は、1事業実施主体当たりモデル区分ごとに以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 簡易整備型福祉農園（比較的安価な設備投資で開設が可能な福祉農園）は200万円とする。</p> <p>(イ) 高度営農型福祉農園（収益性の高い複合的な営農形態を導入した福祉農園、農業技術取得のための福祉農園、効率的な福祉農園経営のために複数の事業所等が利用する福祉農園）は500万円とする。</p> <p>(ウ) 6次産業導入型福祉農園（農産物の生産と、加工、販売、調理品の提供等を併せて行う福祉農園）は1,000万円とする。</p> <p>(エ) 介護・機能維持型福祉農園（高齢</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>障害者数は5名以上であること。</p> <p>(4) 農園利用が障害者ではなく高齢者である場合にあつては、要介護認定を受けた高齢者が、5名以上であること。</p> <p>(5) 福祉農園等整備事業と福祉農園等支援事業は、原則、併せて実施すること。</p> <p>(6) 別紙2の第8に定める基準に適合すること。</p> <p>※ 上記(2)の「地域内」とは、福祉農園が所在する市区町村の範囲内。</p>	<p>者介護や機能維持・改善等の介護福祉を目的とした福祉農園) 400万円とする。</p> <p>(オ) 地域提案型福祉農園(地域農業資源の活用、地域交流、商工観連携、再生可能エネルギーの活用等の先進的な取組を行う福祉農園)は500万円とする。</p> <p>※ モデル区分ごとの公募数等によっては、実際の交付額が上限額と異なる場合もある。</p> <p>(2) 福祉農園等支援事業</p> <p>ア 交付率は、定額とする。</p> <p>イ 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり150万円とする。</p>
	<p>(2) 農福連携支援事業 農業経営体が労働力として障害者を受け入れるための施設整備又は障害者に対する農作業の指示・管理を行うサポーターの育成・派遣のほか、就農等を希望する障害者に対する研修に係る支援</p> <p>ア 受入環境整備事業 農業経営体が労働力として障害</p>	<p>別紙2の第6に定める協定を定めた団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した団体の中から選定されたものとする。</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 事業実施主体となる団体の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(2) 障害者を受け入れる農業経営体の農地が都市計画法(昭和43年法</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 受入環境整備事業</p> <p>ア 交付率は2分の1以内とする。</p> <p>イ 助成額の上限は、1事業実施主体当たり50万円とする。</p>

者を受け入れるための施設整備
(トイレ、休憩所、作業場、更衣
室等)

イ 農作業等支援サポーター育成・
派遣事業
(ア) 育成事業は、サポーターを育
成するための研修
(イ) 派遣事業は、農業経営体への
サポーターの派遣

ウ 就農等支援研修事業
就農等を希望する障害者に対する
農業経営体での研修

律第100号) 第7条の規定
による市街化区域内
にある場合は、以下の
ア～ウのいずれかの土
地を利用していること。

ア 生産緑地法(昭和49
年法律第68号) 第3条
第1項の規定による生
産緑地内の農地

イ 都市計画法第18条の
2に規定する市町村基
本方針、都市緑地法(昭
和48年法律第72号) 第
4条に規定する市町村
基本計画等において、
保全の方針が示されて
いる農地

ウ 農地以外の土地であ
って都市計画法等によ
り、福祉農園としての
利用が認められている
土地

(3) 受入環境整備事業及
び農作業等支援サポ
ーター育成・派遣事業を
行う場合は、以下のア
～ウを全て満たすこと。

ア 地域内に障害者への
農作業等の委託を希望
する農業経営体が2戸
以上存在すること。

イ 地域内での農作業等
の受委託日数が障害者
一人当たり50日以上で
あること。

ウ 地域内で農作業等を

(2) 農作業等支援サポ
ーター育成・派遣事
業
ア 交付率は定額とす
る。

イ 各年度の助成額の
上限は、1事業実施
主体当たり育成事業
は20万円、派遣事業
は20万円とする。

(3) 就農等支援研修事
業
ア 交付率は定額とす
る。

イ 各年度の助成額の
上限は、1事業実施
主体当たり20万円と
する。

			<p>受託する障害者は5名以上であること。</p> <p>(4) 就農等支援研修事業を行う場合は、研修後、障害者を地域内で雇用することを前提にした取組であること。</p> <p>(5) 別紙2の第8に定める基準に適合すること。</p> <p>※ 上記(3)のア～ウの「地域内」とは、農作業等を委託する農業経営体と受託する事業所が所在する市区町村及び隣接する市区町村の範囲内。</p> <p>※ 上記(4)の「地域内」とは、研修を受け入れる農業経営体と障害者の所属する事業所等が所在する市区町村及び隣接する市区町村の範囲内。</p>	
	<p>(3) 農福連携普及啓発等推進対策事業</p> <p>ア 農福連携の普及啓発等の推進 農福連携の全国展開に向けた、 農福連携の普及啓発等の推進の取組</p> <p>イ 農福連携に係る調査・研究等の推進 農福連携の全国展開に向けた、 農業と新たな福祉領域との連携や 農福連携の推進に係る調査・研究 及び研修プログラムの実施等の取組</p>	<p>以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 社会福祉法人</p> <p>(2) 特定非営利活動法人</p> <p>(3) 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(4) 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>(5) 特例社団法人又は特</p>	<p>農福連携の全国展開に資する事業であること。</p>	<p>交付率は定額とする。</p>

		例財団法人 (6) 地域住民の組織する 団体 (7) 民間企業 (8) その他農村振興局長 が必要と認める団体等	
--	--	-------------------------------------------------------------------------	--